

三崎公園魅力向上計画策定支援業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月3日

いわき市 都市建設部

## 1 目的

本市では、市内公園の魅力や機能性のさらなる向上等を図るため、民間活力の導入による公園の再整備や管理・運営を推進して参りたいと考えております。

今回、本市の風致公園であり、観光スポットの一つとしても広く知られている「三崎公園」を対象に「きらめく三崎公園へ！魅力向上プロジェクト」と題し、都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第五条の二に定める「公募設置管理制度（Park-PFI）」を活用した公園の再整備など、民間企業が有するスキルやノウハウを活用しながら、三崎公園の魅力や機能性の向上等に向けた調査・検討作業を進めることといたしました。

本業務は、その作業を全般的に担い、当該公園における魅力向上に向けた取り組みが成功に至るよう支援することを目的とするものであり、専門的知識や技術、経験等を有する者を委託事業者として選定するため、一般公募により企画提案を募るものです。

## 2 業務の概要

- (1) 業務の名称 三崎公園魅力向上計画策定支援業務委託
- (2) 業務の内容 (別紙1)「三崎公園魅力向上計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務の期間 契約締結日から令和8年3月27日まで
- (4) 契約上限額 14,553,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (5) 選定方法 公募型プロポーザル

## 3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者を対象とします。なお、共同企業体の場合は、代表法人及び構成員の全員が全ての要件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及び指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を滞納していないこと。

## 4 プロポーザルのスケジュール

実施事項	実施時期
募集の公告及び実施要領等の配布	令和7年4月3日（木）から
質問の受付期間	4月3日（木）から4月14日（月）まで
質問に対する回答の期限	4月21日（月）
参加申込みの受付期間	4月15日（火）から4月28日（月）まで
参加申込みの結果通知	参加申込みの受付日から5月2日（金）まで
企画提案書の提出期間	参加申込結果通知日から5月16日（金）まで
プレゼンテーション審査	令和7年5月下旬
審査結果の通知・契約の締結	5月下旬から6月上旬

## 5 実施要領等の配布から企画提案書の提出までの方法等

### (1) 実施要領等の配布

実施要領や関連資料、提出書類の様式等については、担当課で配布するほか、配布を開始した日から本プロポーザルの実施期間中、市のホームページに掲載しますので、ダウンロードして入手して下さい。

【配布開始日】 令和7年4月3日（木）

【URL】 <https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1741327494315/index.html>

### (2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次によるものとします。

【受付期間】 令和7年4月3日（木）から4月14日（月）午後5時まで

【申込方法】 「質問書」（様式8）を使用し、質問事項等を簡潔に記載のうえ、提出先の電子メールアドレスに送信してください。

※ 電子メールの件名は【三崎公園魅力向上計画策定支援業務委託に関する質問（法人等の名称）】としてください。

※ 送信後、提出先へ電話により受信確認を必ず行ってください。

【提出先】 電子メールアドレス：koenryokuchi@city.iwaki.lg.jp

（いわき市 都市建設部 公園緑地課 管理係）

質問に対する回答は、次のとおり行います。

- 参加者の公平を期すため、回答は、市公式ホームページにて令和7年4月21日（月）までに随時公表します。なお、質問者名の公表は行いません。また、質問の回答については、本要領の追加、補足又は修正とみなします。
- 質問の内容が本プロポーザルによる契約候補者選定に公平を保つことができないと判断した場合には、その質問に回答しません。また、提出期間外や電子メール以外での質問、本プロポーザルに関する以外の質問についても、回答は行いません。

### (3) 参加申込みについて

本プロポーザルへの参加にあたっては、次のとおり書類を提出してください。

【受付期間】令和7年4月15日（火）から4月28日（月）まで		
【提出書類】		
提出書類	備考	共同企業体の場合
① 参加表明書（様式1）	本要領「3参加資格」の要件を満たしていることを前提とする	代表企業のほか、全ての構成企業の代表者が申込書に連記。 （様式1-2）を使用
② 会社概要書（様式2）	直近の状況について記載すること（会社概要が分かるパンフレット等がある場合は併せて提出）	全ての構成企業について提出  【その他】 ⑨共同企業体協定書の写し（任意様式）
③ 類似業務実績表（様式3）	過去5年間の本業務と類似業務の実績について記載すること	
④ 同意書（様式4）	暴力団等反社会的勢力ではないことを警察等関係機関へ照会することの同意書	
⑤ 法人登記簿謄本	3か月以内に発行された履歴事項全部証明書	
⑥ 国税の納税証明書	3か月以内に発行されたもの	
⑦ 市税の納税証明書	3か月以内に発行されたもの （市内に事業所等がある事業者のみ）	
⑧ 財務諸表	貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書（直近のもの）	
<p>※ 令和7年度いわき市入札参加資格者名簿に登録されている場合は、⑤～⑧を省略できます。</p> <p>※ 必要書類の提出後に記載事項と添付書類に相違があり、参加資格を有しないことが判明した場合には、参加資格を無効とします。</p> <p>【提出部数】 正本1部・副本1部</p> <p>【提出方法】 持参又は郵送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持参する場合は、<u>土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分～午後5時15分まで</u>とします。</li> <li>・郵送する場合は、<u>提出期限必着</u>とし、「特定記録郵便」又は「簡易書留」にて郵送してください。</li> </ul> <p>【提出先】 〒970 8686 福島県いわき市平字梅本21番地 いわき市 都市建設部 公園緑地課 管理係（いわき市役所本庁舎6階）</p>		

提出された書類について担当課で参加資格の審査を行い、その結果について令和7年5月2日（金）までに参加表明書に記載のあったメールアドレスへ電子メールにより通知します。

#### (4) 企画提案書の提出について

参加資格審査を通過した場合、企画提案書として、次のとおり書類を提出してください。

【受付期間】参加申込結果通知日～5月16日（金）まで

【提出書類】

提出書類	備考
① 提案書（様式5）	提案者名（企業名、代表者）等を記載すること。
② 企画提案書	・A4又はA3横、横書き、左綴じとし、表紙に「三崎公園魅力向上計画策定支援業務委託提案書」と記載すること。 ・仕様書（別紙1）を踏まえ、業務内容ごとの具体的な企画内容や業務工程表について記載すること。 ・正本は、余白に企業名を表示し、副本には表示しないこと。また、審査の公平性を保つ観点から、説明資料等において提案者の名称が特定できるような表現は使用しないこと。
② 業務実施体制表（様式6）	本業務を受託するに当たって配置する職員の氏名や実績、それぞれの役割等を記載すること。
③ 見積書（様式7）	契約上限額を超えない金額とし、業務項目ごとの単価・金額等の内容を明示した明細書（任意様式）を添付すること。

※ 見積金額が契約上限額を越えている場合は、審査の対象としません。

※ 提案書は1提案者につき1案とし、企画提案書提出後の変更、差し替え又は再提出は原則認めません。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じ、かつ、市が承諾した場合については、この限りではありません。

※ 提出書類で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

※ 次のいずれかに該当する提案は、無効とします。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）または第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、本プロポーザルに関する条件に違反した提案

【提出部数】正本1部・副本7部

【提出方法】持参又は郵送

・持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分～午後5時15分までとします。

・郵送する場合は、提出期限必着とし、「特定記録郵便」又は「簡易書留」にて郵送してください。

【提出先】〒970 8686 福島県いわき市平字梅本21番地

いわき市 都市建設部 公園緑地課 管理係（いわき市役所本庁舎6階）

本プロポーザルを辞退する場合には、辞退届（様式9）を持参又は郵送にて提出するものとし、郵送の場合は、その旨を電話により提出先へ連絡してください。

## 6 企画提案の審査及び受託者の選定方法

### (1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価は、市が設置する「三崎公園魅力向上計画策定支援業務委託事業者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」にて行います。

### (2) 審査方法

各提案者から提出された企画提案書等を審査基準（別紙2）に基づき審査し、総合的な評価が最も高い提案者を「最優秀提案者（契約候補者）」として選定し、次いで評価の高い提案者を「優秀提案者」として選定します。

なお、評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選定します。

また、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、最低基準（提案内容評価点の6割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定します。

### (3) プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容についての説明及び提出書類の内容等に関する質疑応答を実施するため、次のとおりプレゼンテーションを行います。

【開催予定日】 令和7年5月下旬（詳細は別途通知）

【実施場所】 いわき市役所内会議室（詳細は別途通知）

※ Web会議システムによるリモートでのプレゼンテーションに変更する場合があります（その場合は別途通知します）。

【出席者】

1応募者につき3名以内とし、本業務を担当する管理責任者は必ず出席してください。

【実施方法】

- ・ プレゼンテーションは、企画提案書の説明と表現を補足するための追加説明とし、その後、審査委員会の委員によるヒアリング（質疑応答）を実施します。
- ・ プレゼンテーションの内容は、事前に提出した企画提案書に基づく説明を基本とし、新たな資料の追加や修正等により、提案書の内容が変更となるようなものは認めません。
- ・ 実施時間は、1提案者につき40分程度とし、説明時間を20分程度、ヒアリング（質疑応答）を20分程度とします。
- ・ 説明にパソコンやプロジェクター等の使用を希望する場合は、事前に市担当者に申し出てください。（この場合、パソコンは提案者側で用意してください。投影用のプロジェクター、スクリーン及び接続用ケーブルについては、市側で用意可能ですが、持ち込みするパソコン等の機器との確実な接続が可能かは保証できないため、映写の確実性を求める場合は、提案者側で必要な備品等を持参してください。）

## 7 審査結果の通知・公表

本プロポーザルの審査結果は、5月下旬から6月上旬に提案者の全てに対し電子メールで送付した後、書面により通知します。また、市のホームページにて「最優秀提案者（契約候補者）」と「優秀提案者」について評価点とともに公表します。

## 8 契約の締結

### (1) 契約の締結

市と最優秀提案者（契約候補者）との間で、提出された企画提案書及び見積書（見積内訳書を含む）の記載事項等を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結するものとします。（この協議の際、提出された企画提案書及び見積書（見積内訳書を含む）の内容等について一部変更する場合があります。）

また、最優秀提案者（契約候補者）との協議が整わない場合は、優秀提案者と協議の上、契約を締結するものとします。

なお、最優秀提案者等がその決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づくいわき市の入札参加の制限を受けた場合は、契約を締結しないこととします。

### (2) 契約書の作成

契約書は2通作成し、本市及び受託者の双方が各1通を保有します。契約金額は消費税及び地方消費税相当額を内書きで記載するものとします。

なお、契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とし、契約変更についても同様とします。

## 9 留意事項

- (1) 企画提案にあたっては、本実施要領及び仕様書等を熟読し、それらを遵守してください。
- (2) 本件に係る一切の費用については、すべて各提案者の負担とします。
- (3) 各提案者が提出した企画提案等は公表しません。ただし、法令に基づく要請があった場合はこの限りではありません。また、提出された書類は返却しません。
- (4) 企画提案に関する提出書類の著作権等の取り扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属します。ただし、選定結果の公表等において、本市が本業務に関し必要と認めるものについては、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (5) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象になっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとします。
- (6) 後日、一連の企画提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除する場合があります。なお、不正行為等により、本市に何らかの損害を発生させた場合には損害賠償請求を行うこともあります。
- (7) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定めることとします。

## 10 問い合わせ先

〒 970-8686 福島県いわき市平字梅本21番  
いわき市 都市建設部 公園緑地課 管理係  
TEL : 0246-22-7518  
e-mail : koenryokuchi@city.iwaki.lg.jp